

# 公益社団法人自動車技術会 担当理事会運営規則

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人自動車技術会組織運営規則第11条第3項の規定に基づき、担当理事会の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(構成)

第2条 担当理事会は、会長、副会長、総務／会計／技術／規格／編集／国際の担当理事及び常務理事をもって構成する（以下、「担当理事会構成員」という。）。

(権限)

第3条 担当理事会は、次の職務を行う。

- (1) 理事会の議決に基づく業務執行の確認
- (2) 業務執行理事間の業務連絡及び調整
- (3) 理事会に諮るべき議題及び議案の確認又は調整
- (4) 会長からの諮問に係わる事項

## 第2章 招集

(招集権者)

第4条 担当理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、副会長が担当理事会を招集する。

(招集の請求)

第5条 担当理事会構成員は、会長に対し、担当理事会の目的である事項を示して、担当理事会の招集を請求できる。

2 前項の定めによる請求があった場合、会長は担当理事会開催の可否を速やかに判断し、開催の可否を決定しなければならない。

(招集手続)

第6条 担当理事会を招集する者は、担当理事会の日の1週間前までに、担当理事会構成員に対して、次の事項を記した書面又は電子メールにて通知を発しなければならない。

- (1) 担当理事会の日時及び場所
- (2) 担当理事会の目的である事項

2 前項の規定にかかわらず、担当理事会は、担当理事会構成員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

## 第3章 議事

(議長)

第7条 担当理事会の議長は、副会長がこれに当たる。

2 前項に係わらず、副会長が欠席した場合は、総務担当理事がこれに当たる。

(議決権)

第8条 担当理事会における議決権は、担当理事会構成員1名につき1個とする。

2 担当理事会においては、代理権を証明する書面による議決を認めない。

(議決)

第9条 担当理事会の議決は、出席した担当理事会構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2 前項の議決について特別の利害関係を有する担当理事会構成員は、議決に加わることができない。

3 第1項の議決について、議長は担当理事会構成員として表決に加わることはできない。

(議決の省略)

第10条 担当理事会構成員が、担当理事会の議決の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき担当理事会構成員の全員が書面又は電子メールにより同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の担当理事会の議決があったものとみなす。

(議決事項)

第11条 担当理事会が議決すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 業務執行理事が理事会に諮るべき議案
- (2) 理事会に諮るべき事業計画案及び予算案
- (3) 理事会に諮るべき事業報告案及び決算案
- (4) 理事会に諮るべき事業計画又は予算の補正案
- (5) 重要な新規事業に係わる事項
- (6) 官公庁又は他の団体及び関連機関との連携に係わる重要な事項
- (7) 担当理事会構成員間の業務に係わる調整
- (8) その他担当理事会構成員が必要と認める事項

2 前項の議決事項の執行については、理事会の議決を経て執行しなければならない。

(関係者の出席)

第12条 担当理事会が必要と認めるときは、議事に関係を有する者の出席を求めて、その意見を徴することができる。

(議事録)

第13条 担当理事会の議事については、理事会終了後速やかに、書面をもって議事録を作成しなければならない。

2 議長及び出席した担当理事会構成員のうち2名以上が、前項の議事録に記名押印をする。

(議事録の配付)

第14条 会長は、欠席した担当理事会構成員に対して、議事録の写し及び資料を配付して議事の経過及びその結果を遅滞なく報告しなければならない。

#### 第4章 補則

(処理基準)

第15条 この規則の運用に必要な細則については、総務担当理事が処理基準を定め、これによるものとする。

(改廃)

第16条 この規則の改廃については、担当理事会の審議を経て、理事会の議決を得なければならない。

#### 附則

1 この規則は、2011年4月26日から施行する。(第1回理事会議決 2011年4月26日)